

第2回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

次 第

平成26年9月11日（木）午後1時30分～4時00分

於：横浜新関内ビル11階会議室

1 開会

2 審議

(1) 会議内容の公開及び非公開について

(2) 第1回委員会の振り返り

ア 第1回委員会の議事録確認

イ 第1回委員会における各委員の意見概要と当該意見に対する本市対応（案）について

(3) 宅地耐震化推進事業について

ア 本市宅地耐震化推進事業の基本方針（案）及び事業スケジュール（案）について

イ 第二次スクリーニング計画のまとめ方について

ウ 造成地内の空洞調査の委託（案）について

(4) がけ地防災対策事業について

ア がけ地防災対策事業の全体制度概要

イ 緊急応急対策工事助成金制度の報告

ウ がけ地減災対策工事助成金制度（案）

3 事務連絡

4 閉会

【次回開催】平成27年1月予定

第2回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

配布資料一覧

- 資料－1 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の非公開について
- 資料－2 第1回横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会会議録
- 資料－3 第1回委員会における委員からの意見への市の対応（案）
- 資料－4 横浜市宅地耐震化推進事業の基本方針（案）
- 資料－5 宅地耐震化推進事業の公表スケジュール（案）
- 資料－6 追加現地踏査計画
- 資料－7 造成年代の分類に関する第二次スクリーニングの対象検討について
- 資料－8 第二次スクリーニングにおける調査計画（案）
- 資料－9 安定解析手法の手引き（案）（仙台市公開資料）
- 資料－10 造成盛土の空洞調査とその対策について（案）
- 資料－11 がけ地防災対策事業の全体制度概要
- 資料－12 緊急応急対策工事助成金制度の報告
- 資料－13 がけ地減災対策工事助成金制度（案）
- 資料－14 減災工法一覧
- 資料－15 新工法一覧

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の非公開について

「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」においては、その審議内容は、①崩壊のおそれのある造成地の選定に及ぶため意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、②未成熟な情報により市民の誤解や憶測を招くおそれがあることから、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条に規定する「非開示情報」に該当します。このため、当委員会における審議は、同条例第31条第2号ただし書き「非開示情報に該当する事項を審議する場合」に該当し、また、当委員会の決定により公開しないこととしており、同条第3号にも該当することから、非公開とします。

【解説】

(1) 審議内容

① 宅地耐震化推進事業

- ・ 「宅地造成等規制法の改正について（技術的助言）平成18年9月29日 国都開第12号」の「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づく、本市二次スクリーニング計画（案）の検討過程及び結果、公表方法等
- ・ 滑動崩落防止工事に対する本市施策（案）

② がけ地総合対策事業

- ・ 市内の私有地の危険ながけに対する点検パトロールの方策
- ・ がけ崩れ発生時の応急対策等の方策
- ・ がけ地に係る専門的な市民相談対応や対策アドバイス方策
- ・ がけ地及び既存擁壁の危険度を判定する方策
- ・ 防災・減災に有効ながけ改善工法等の活用方策

(2) 審議方法

① 宅地耐震化推進事業

個々の大規模盛土造成地を特定した位置、家屋・がけ等の状況、地形、周辺の状況に関する資料及び写真等の詳細な資料により、本市の検討過程及び結果の報告書に対する意見を諮ります。

② がけ地総合対策事業

個々のがけを特定した位置、家屋・がけ等の状況、地形、過去のがけ崩れの被害事例やがけ地所有者等の紛争例等の具体的な資料等により、本市施策に対する意見を諮ります。

(3) 審議によって生じる影響

① 宅地耐震化推進事業

二次スクリーニングの審議結果により、地震時に滑動崩落の危険性がある結果となった場合は、土地所有者等が自ら対策工事を実施する必要が生じ、かつ造成宅地防災区域等の指定により広く公表されるため、造成地の資産価値等に影響する可能性があります。

② がけ地総合対策事業

本市のがけ地施策における特定のがけ地の危険性及び紛争処理に対する市の対応等の審議にお

いて、がけ地の資産価値や紛争等に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 条例第7条第2項第5号（公にすることにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれのある審議事項）への該当について

二次スクリーニングの対象となる大規模盛土造成地の情報や紛争中のがけ地の情報の情報については、個人の権利利益に影響を与える可能性があり、造成地やがけの住民やマスコミ等の傍聴により、委員の率直な意見の交換が損なわれるおそれや、市や委員への圧力等により危険性に対する適正な判断ができなくなる可能性があるため、非公開とする必要があります。

(5) 条例第7条第2項第5号（公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じるおそれのある審議事項）への該当について

宅地耐震化推進事業においては、平成26年度中に二次スクリーニングの対象地の特定を行う作業を進めており、がけ地総合対策業務の紛争処理方法や危険ながけ地の特定方法等についてもその手法を検討中で、これらの検討過程と結果については委員会の審議を受けることとしています。このため、この審議は、未成熟、未確定な情報に基づいたものとならざるを得ません。

また、これらの情報は個人の権利利益に関わる可能性があり、未成熟な段階で公となった場合には、未成熟な情報を確定的な情報であると誤解したり、憶測を抱いたりすることにより不動産価値に影響を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。

(6) 全体を非公開とする理由

上記に挙げた事項を一連の審議の中で取り扱うことから、公開可能な部分と不可能な部分を分離して議論することは不可能なため、全体を非公開とします。

なお、第1回委員会において、本委員会の審議内容が造成地の所有者等の権利に影響を与える可能性を考慮して公開、非公開の判断をすべきという指摘がありましたが、本市においては、二次スクリーニング計画の結果を住民に説明する段階などで、委員会での審議内容を含め、これまでの過程について説明を行いたいと考えています。

【根拠条文】

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ**又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの